

西脇市地域福祉計画推進会議

第 1 回 資料

平成 30 年 8 月 2 日
西脇市 社会福祉課

西脇市地域福祉計画推進会議委員名簿

(敬称略)

区 分	所 属 等	氏 名
学識経験のある者	関西福祉大学社会福祉学部教授	谷口 泰司
社会福祉団体関係者	西脇市社会福祉協議会会長	大久保 恵司
	西脇市民生委員児童委員連合会会長	村上 昌紘
	西脇市民生委員児童委員連合会 主任児童委員	武部 恵子
	西脇市社会福祉法人連絡協議会準備会代表	伊達 恵一
	西脇市老人クラブ連合会会長	真鍋 宣征
	西脇市身体障害者福祉協会会長	小谷 義之
	NPO法人西脇市手をつなぐ育成会 代表	岡野 雅代
	白ゆり会家族会会長	久下 弘
福祉に関する事業に従事する者	西脇市多可郡医師会会長	村上 典正
	障害者相談支援事業所 代表	藤井 志帆
	地域包括支援センター 代表	足立 ちづる
	ボランティア団体 代表	中嶋 弘美
公募による市民	—	絹川 恵子
	—	村上 明生
関係行政機関の職員	西脇市校長会会長	笹倉 信男
	加東健康福祉事務所 所長補佐兼監査・福祉課長	西田 俊哉
その他特に必要と認める者	西脇市連合区長会会長	齋藤 周藏
	西脇公共職業安定所 統括職業指導官	片山 功
	保護司会 代表	宮崎 延子

西脇市地域福祉計画推進会議条例

平成30年3月30日条例第2号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び円滑な推進を図るため、西脇市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に依りて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 計画の調査、分析及び評価に関する事。
- (3) その他地域福祉に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 福祉に関する事業に従事する者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉担当部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

西脇市地域福祉計画推進会議傍聴要綱

1 趣旨

この要綱は、西脇市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴人の定員

傍聴人（報道関係者を除く。以下同じ。）の定員は、原則5人とする。ただし、会長は、会議の会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

3 傍聴の手続

(1) 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴希望者受付名簿（様式第1号）に必要事項を記入しなければならない。

(2) 傍聴希望者の受付は、会議の開始予定時刻の30分前から開始前までにおいて先着順で行うものとする。

4 傍聴証の交付等

(1) 傍聴人に対しては、傍聴受付の順に傍聴証（様式第2号）を交付する。ただし、傍聴希望者が受付開始時において第2項の定員を超えるときは、抽選により定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を決定する。

(2) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

5 傍聴することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴席に入ることができない。

(1) 刃物その他危険なものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機及びパソコンの類を携帯している者（報道関係者を除く。）

(6) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

6 傍聴人の守るべき事項

(1) 傍聴人は、会議の傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

ア 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

イ 私語、談笑等により会議の妨害になるような行為をしないこと。

ウ 飲食及び喫煙をしないこと。

エ みだりに席を離れないこと。

才 携帯電話等の電源は切ること。

カ その他係員の指示に従うこと。

(2) 前号に規定する遵守事項を、会場の見やすい場所に掲示するものとする。

7 傍聴の違反に対する措置

傍聴人がこの要綱の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

8 会議資料の提供

(1) 会長は、傍聴人に会議資料を無償で配付するものとする。

(2) 前号の会議資料が不開示情報を含むものであると認めるときは、当該不開示情報に係る部分を除いたものを配付することができる。

(3) 会議資料が相当量に及ぶ場合又はその作成に相当の経費を要する場合は、当該会議資料を会場に備え、閲覧に供することができる。

9 規律

(1) 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(2) 会場において、資料、新聞及び文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

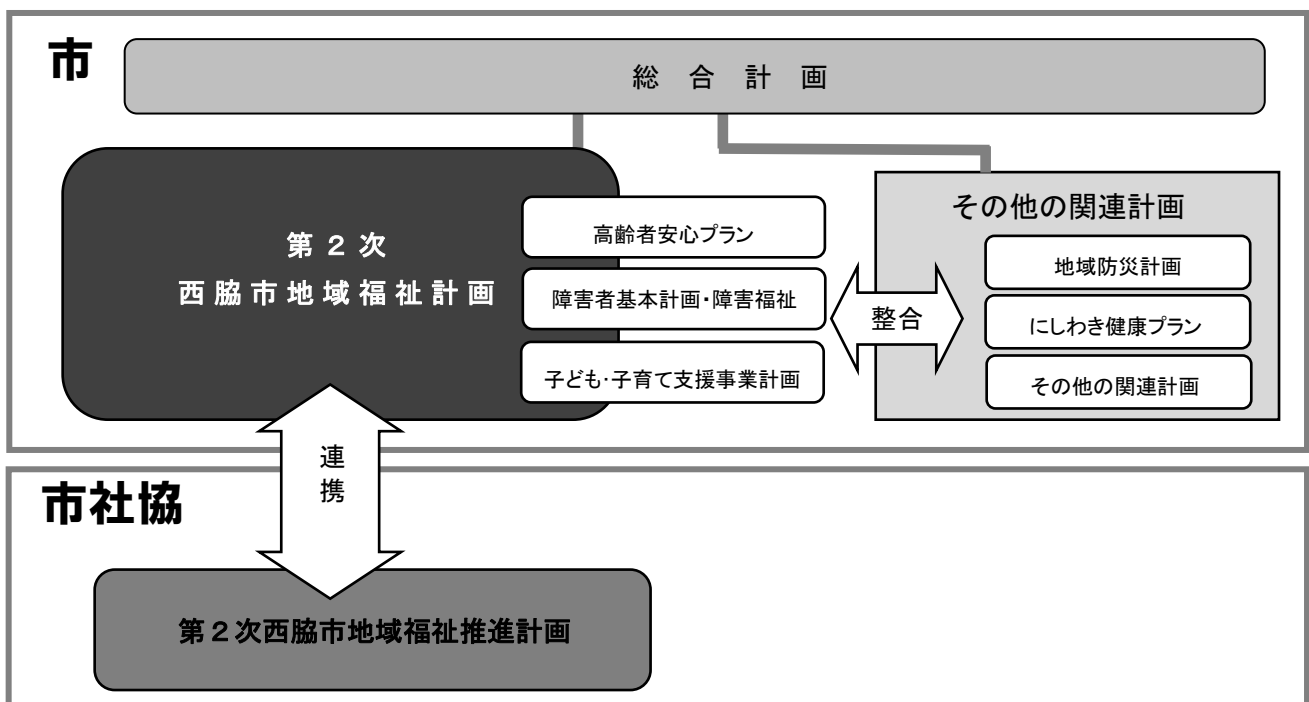
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

計画策定について

計画の位置づけ

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「しくみ」を示す計画であり、西脇市が行政計画として策定します。
- 「地域福祉推進計画」は、社会福祉協議会が中核的役割を担い、地域住民、地域団体、福祉団体等が協力し、民間サイドからの「福祉のまちづくり」を進めるための活動や行動を示す計画です。
- 地域福祉計画は、「西脇市総合計画」を上位計画とし、「高齢者安心プラン」「障害者基本計画・障害福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」を包含する福祉の基本計画とし、各計画との整合・調整を図りながら策定します。
- 「西脇市地域防災計画」「にしわき健康プラン（健康増進計画）」など関連計画との整合も図りながら策定します。

■他計画との関係



■地域福祉計画と地域福祉推進計画の関係性

	地域福祉計画	地域福祉推進計画
策定根拠	社会福祉法第 107 条に基づく計画	社会福祉法第 109 条第 1 項第 1 号を推進するための計画
性格	行政計画(施策等の明確化)	民間の福祉活動推進のための自発的な計画(地域協働のルール化)
方向性	協働による地域福祉の推進 公民協働で地域課題を把握・共有化	
内容	連携や協働のルールなど各主体の役割分担のあり方	
	地域の実情に応じた施策の検討	施策に基づくサービスの展開 施策化されたもの以外の独自のサービスの展開
実施主体	行政	社会福祉協議会

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

【社会福祉法（抜粋）】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員総数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

